

# 名古屋食品界

## Nagoya Syokuhinkai

発行所

公益社団法人名古屋市食品衛生協会  
名古屋市中区三の丸三丁目 1-1 TEL052(953)5901

名古屋市食品国民健康保険組合  
名古屋市中区栄四丁目 14 番 21 号  
愛旅連ビル 4 階 TEL052(261)7661(代)

### 第135回組合会開催

### 令和四年度予算など可決、保険料据置き

第百三十五回組合会は、

三月十一日（金）午後三時から名古屋ガーデンパレス（名古屋市中区錦三丁目）で開催されました。

組合会は、刀根祐三副理事長の開会の辞に始まり、舟橋左門理事長の挨拶、長屋知子市健康福祉局参事（食品衛生）の来賓祝辞がありました。その後、太田富久議長の下で、議事録署名者として東地区関山和重議員と南地区漆島八重子議員が指名され、組合会の議



来賓挨拶する  
長屋参事



挨拶する  
舟橋理事長



審議する組合会

事が進められました。この組合会において、令和四年度の組合事業計画、予算など四つの議案と一つの報告事項が上程され、いずれの議案も原案通り可決されました。

**第一号議案** 令和四年度事業計画並びに予算編成方針  
当組合の予算策定の基礎となる被保険者数は、令和三年十二月末一万五六六六人より四六三人少ない一万五二〇三人となりました。事業内容については、医療費

適正化対策として、①レセプト点検、②はり・きゅう・マッサージ師、整骨院等からの請求内容の点検、③医療費通知の毎月実施、④後発医薬品（ジェネリック医薬品）の利用促進のためのお知らせの送付・受診指導等を行います。また、保険事業として、特定健診・保健指導、人間ドック、生活習慣病検診を実施するとともに、健康家庭の表彰等を例年通り行います。さらに、組合の事務・事業の執行に当たっては法令を遵守します。また、マイナンバーカードを健康保険証として利用し、オンラインによる資格確認など事務の改善・効率化を行います。

令和四年度医療費の伸びについては、過去五十年間の平均医療費の伸び、国の予算上の伸び、診療報酬の改定等を勘案して、対前年度比二・六七%の伸びと見込み、被保険者一人当た

#### 名古屋市食品国民健康保険組合のホームページ

令和4年3月30日に開設しました。

URLは、<https://meishoku-kokuho.or.jp>です。

\*各種届出書、申請書などは、ダウンロードできます。

ぜひ、ご利用ください。

り医療費を二万二七〇〇円と見込んで予算を組み立てました。

歳入は、①組合員の高齢化等による事業の廃止、七十五歳到達の高齢者が後期高齢者医療制度へ移ることなどにより、被保険者が減少。これにより、保険料収入が減少しています。②国庫補助率の低い定率一三%の特定被保険者の増加で補助金が減少しています。

一方、歳出においては、①高額な新薬や医療の高度化による高額医療費の増加



議事進行する太田議長

（1面より続く）

等医療費の漸増、②前期高齢者の占める割合の低下による納付金等の大幅な増、

③後期高齢者支援金・介護納付金の一人当たり負担額の増等があります。このように歳入の減少、歳出の増加という厳しい財政状況にあります。前年度の見込み剰余金四億円と積立金からの繰入金一・八五億円の計五・八五億円を充てて、保険料を改定することなく予算編成しました。

**第二号議案** 令和四年度当組合予算

令和四年度の予算総額は、五十億九千二百六万五千元です。令和三年度の予算総額五十億二千四百六十万一千円に比べて、六千七百四十六万四千円の増となっています。各款別の予算は、別表「令和4年度名古屋市

食品国民健康保険組合予算」のとおりです。

**第三号議案** 重要な財産の処分について

一、保険給付費等の支払資金に充てるため、財政調整積立準備金（三億一千九百万円）の一部一億五千五百万円

二、職員退職積立金（五千八百五十四万五千八百円）の一部三千万円

の計一億八千五百万円を令和四年度歳入予算に繰り入れるものです。

**第四号議案** 令和四年度当組合法令遵守（コンプライアンス）のための実践計画

これは、「当組合法令遵守（コンプライアンス）体制の整備に関する基本方針（平成二十三年三月二十三日制定）」に基づいて、令和四年度の実践計画として策定されたものです。実践計画は、別掲「令和四年度名古屋食品国民健康保険組合の法令遵守（コンプライアンス）のための実践計画」のとおりです。

**報告事項第一号** 専決処分に付した当組合同約の一部を改正する規約

## 第三十三期

### 組合会議員決まる

第三十二期組合会議員の任期満了に伴い、去る三月十五日の選挙の結果、第三十三期組合会議員（三十三名）は、次のとおり決定しました。任期は二年です。

（○印は新任、敬称略）

千種地区選出（二名）

志賀秀典 渡辺道治

東地区選出（一名）

関山和重

北地区選出（二名）

太田富久 奥田弘美

西地区選出（一名）

○田畑治郎

中村地区選出（二名）

南谷孝昭 ○森 重之

中地区選出（六名）

新美公平 守屋恵美子

黒柳明博 ○中山義規

○加藤 淳 ○橘 正徳

昭和地区選出（一名）

児玉雅彦

瑞穂地区選出（一名）

山田克哉

熱田地区選出（一名）

○小栗栄治

中川地区選出（一名）

○野呂憲司

港地区選出（一名）

犬飼 満

南地区選出（一名）

漆島八重子

守山地区選出（一名）

石原完治

緑地区選出（一名）

小幡 進

名東地区選出（一名）

加藤 明

天白地区選出（一名）

伊藤茂久

飲食組合選出（三名）

岩田賢一 榊原和孝

○村崎昭三

喫茶組合選出（二名）

寺澤恵子 矢頭賢一

麺類組合選出（一名）

中條茂信

中華組合選出（一名）

西脇信義

すし組合選出（一名）

黒木国光

社交組合選出（一名）

榊間真美

医療法人 九愛会



中京サテライトクリニック

人間ドック・生活習慣病予防健診

【愛知】愛知県豊明市沓掛町石畑 180-1  
・ご予約・お問合せ番号：0562-93-8222

【三重】三重県鈴鹿市庄野町字久保 866  
・ご予約・お問合せ番号：059-373-4875

～ホームページ～  
<http://www.c-stc.or.jp>

QRコードからも  
アクセスできます



○健康診断・人間ドック  
○生活習慣病(成人病)予防健診  
○特定健診  
○特定保健指導(支援)  
○企業健診(巡回バス健診)

※健診につきましては、実施日時をご確認の上、直接ご予約ください。

別表(1)

## 令和4年度名古屋市食品国民健康保険組合予算

(歳入)

(歳出)

| 款          | 本年度       | 前年度       | 比較       | 款           | 前年度       | 本年度       | 比較      |
|------------|-----------|-----------|----------|-------------|-----------|-----------|---------|
|            | 千円        | 千円        | 千円       |             | 千円        | 千円        | 千円      |
| 1 国民健康保険料  | 2,445,423 | 2,444,238 | 1,185    | 1 組合会費      | 1,000     | 1,000     | 0       |
| 2 使用料及び手数料 | 1         | 1         | 0        | 2 総務費       | 291,135   | 301,245   | △10,110 |
| 3 国庫支出金    | 1,958,690 | 1,869,792 | 88,898   | 3 保険給付費     | 2,765,184 | 2,592,079 | 173,105 |
| 4 前期高齢者交付金 | 1         | 1         | 0        | 4 後期高齢者支援金等 | 888,927   | 950,245   | △61,318 |
| 5 県費支出金    | 1         | 1         | 0        | 5 前期高齢者納付金等 | 315,497   | 341,334   | △25,837 |
| 6 市費支出金    | 10,000    | 3,000     | 7,000    | 6 介護納付金     | 502,978   | 517,732   | △14,754 |
| 7 共同事業交付金  | 88,755    | 73,375    | 15,380   | 7 共同事業拠出金   | 120,285   | 111,988   | 8,297   |
| 8 財産収入     | 19        | 19        | 0        | 8 保健事業費     | 76,670    | 74,040    | 2,630   |
| 9 寄付金      | 1         | 1         | 0        | 9 積立金       | 3,003     | 3,003     | 0       |
| 10 繰入金     | 185,002   | 330,001   | △144,999 | 10 諸支出金     | 106,001   | 106,001   | 0       |
| 11 繰越金     | 400,000   | 300,000   | 100,000  | 11 予備費      | 21,385    | 25,934    | △4,549  |
| 12 諸収入     | 4,172     | 4,172     | 0        |             |           |           |         |
| 歳入合計       | 5,092,065 | 5,024,601 | 67,464   | 歳出合計        | 5,092,065 | 5,024,601 | 67,464  |

## 別掲

令和4年度名古屋市食品国民健康保険組合法令遵守  
(コンプライアンス)のための実践計画

(令和4年三月十一日第百三十五回組合会承認)

名古屋市食品国民健康保険組合法令遵守(コンプライアンス)体制の整備に関する基本方針「4項(1)」の規定に基づき、令和4年度の実践計画を次のとおり策定する。

1 法令遵守のための法令、規則集等の整備

(1) 役職員が遵守すべき法令、規則集を用意し、役職員が容易に閲覧できるようにする。

(2) 法令、規則などに基づいた適正な業務が推進できるよう小冊子(マニユア

ル)を作成し、役職員及び業態組合事務担当者に配付する。

2 法令遵守のための指導・研修等

不祥事故を未然に防止するため、役職員を対象に指導を兼ねた研修を実施する。

3 法令遵守のための管理

事故防止の観点から、人事ローテーションを実施するとともに、財務会計事務については複数職員により執行する。

4 法令遵守関連情報の報告  
(1) 組合員又は被保険者からの苦情等を役職員が把握したときは、法令遵守担当理事に速やかに報告する。  
(2) 法令遵守担当理事は、把握した法令遵守関連情報とその対応方針を理事会に報告し承認を得る。

5 不祥事故への対応  
(1) 役職員は、不祥事故又はその疑いのある行為を発見した場合は、法令遵守担当理事に速やかに報告する。

(2) 法令遵守担当理事は、規約、規程等に則り、理事会に報告する。

(3) 理事長は、法令等に違反し監督官庁に報告するとともに、法令遵守担当理事とともに適切な調査を行う。

## 特定健診を受けましょう

## 「受診券」は四月にお送りしました

当組合の被保険者の疾病

別医療費の状況をみますと、

糖尿病と高血圧性疾患の件

数、医療費が、1位・2位

を占めています。健康寿命

を延ばすためにも、また、

これらの疾病の重症化を避

けるためにも、特定健診を

受けて、早期発見・早期治

療に心がけてください。

●4月上旬に、該当の方

(昭和二十二年五月一日、

昭和五十八年三月三十一日

生まれの方)に、特定健診

のご案内をいたしております。

●受診する場合には、希

望の医療機関に直接電話予

約してください。

●特定健診・保健指導の

費用は、全額組合が負担し

ています。是非、受診くだ

さい。

●「特定健康診査受診券」

と「被保険者証」を、医療

機関の受付に提出して健診

を受けてください。

# 「前期高齢者がいる世帯の組合員の皆さまに」 「高齢受給者証と被保険者証が 一体化した証」の交付について

七〇歳以上七五歳未満の

前期高齢者の方には、「高齢受給者証」と「被保険者証」とを一体化した証を、昨年度（令和三年度）からお渡し

してまいりました。

高齢受給者証と被保険者証が一体化した証は、次のように、前期高齢者の生年月日の違いにより、発行期日と有効期限が決まります。ご注意ください。

① 昭和三二年八月二日～

昭和三三年七月三十一日の間に生まれた方

● 発行期日

令和四年八月一日

● 有効期限

誕生日の前日

② 昭和三三年八月一日～

昭和三七年七月一日の間に生まれた方

● 発行期日

令和四年八月一日

● 有効期限

令和五年七月三十一日

③ 昭和三七年七月二日～

昭和三八年七月一日の間に生まれた方

● 発行期日

誕生月の翌月一日

（ただし、誕生日が一日の場合は、その月の一日）

● 有効期限

令和五年七月三十一日

【自己負担割合の判定基準】

前期高齢者の自己負担割合が2割か3割かは、課税所得金額により決まります。その判定基準は、次のとおりです。

▼2割の方（Ⅱ一般所得者）

① 課税所得金額が百四十万円未満の方

② 課税所得金額が百四十万円以上であっても、収入額が次の「ア」又は「イ」に該当する方

「イ」に該当する方

## 「ジェネリック医薬品で 自己負担を減らそう。」

ジェネリック医薬品（後発医薬品）を処方してもらうことにより、あなたの支払う自己負担額が、**300円以上安くなる方**に、差額通知（「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」）をお届けしています。

ご自身の医療費を節減するために、差額通知をご覧になり、ジェネリック医薬品を処方してもらいましょう。

### 「ジェネリック医薬品に関するお知らせの事例」

令和元年7月に支払われた下記薬剤の自己負担相当額に關しまして、同一成分のジェネリック医薬品に取り替えられた場合、少なくとも、1,078円以上安くなる可能性が、あります。ジェネリック医薬品とは、先発医薬品（新薬）の特許が切れた後に同一成分（同一効能・効果）を持つ安価な後発医薬品のことです。

受診者氏名：●●●●●様

| 処方実績           |         | ジェネリック医薬品に切り替えた場合に削減できる自己負担額 |  |
|----------------|---------|------------------------------|--|
| 医薬品名称          | 自己負担相当額 |                              |  |
| アザルフィジン錠250mg  | 779     | 452～                         |  |
| タケブロンOD錠1515mg | 862     | 425～                         |  |
| ハイベン錠200mg     | 541     | 201～                         |  |
|                |         |                              |  |
|                |         |                              |  |
|                |         |                              |  |
|                |         |                              |  |
|                |         |                              |  |
|                |         |                              |  |
| 合 計            | 2,182   | 1,078～                       |  |

- \*1 お薬に掛かった金額のみ表示しております。実際の窓口支払金額には、技術料・管理料等の別費用が含まれております。
- \*2 通知書発行時点で、同一成分のジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担軽減額をご紹介します。但し、ジェネリック医薬品は複数存在しますので、金額にも幅があります。
- \*3 表示されている医薬品は、ジェネリック医薬品が存在し、且つ対象疾患や削減効果などで絞り込みを行っておりますので、服用中の全医薬品が表示されるものではありません。
- \*4 ジェネリック医薬品への変更方法  
ご担当の医師・薬剤師にお薬の内容（適応、効能や効果、副作用など）をお問い合わせのうえ、「ジェネリック医薬品への切り替えを希望します。」とお伝え願います。  
〈問い合わせ先〉差額通知コールセンター 電話番号 0120-530-006  
営業時間 平日（月～金）の午前9時から午後5時（土日祝日年末年始は休業）

ア、七十歳以上の加入者が一人のみのとき、その方の収入額が三百八十三

万円未満  
イ、七十歳以上の加入者が二人以上のとき、その方々の収入額の合計が五百二十万円未満  
③ 同一世帯の被保険者の旧ただし書き所得（総所得金額等から四十三万円を控除した額）の合計額

が三十万円以下  
▼3割の方（Ⅱ現役並み所得者）  
課税所得金額が百四十万円以上の方（前記の②又は③に該当する方を除く。）

# 公益社団法人 名古屋市食品衛生協会 令和4年度事業計画

## 〈事業方針〉

令和元年に発生した「新型コロナウイルス感染症」は、我々の生活や経済活動に大きな影響を及ぼしました。この間、当協会においても食品衛生指導員活動、会議や講習会事業の制限等大きな影響を受けています。

昨年6月には、HACCPに沿った衛生管理の制度化が1年間の経過措置期間を終え、本格実施となりました。また、食品衛生責任者講習会がコロナ感染対策と情報通信技術の活用という時代の流れをふまえ、eラーニングによる講習会の導入が進められています。

このような状況のなか、市民の食の安全・安心のため、各区食品衛生協会等と連携を密にし、食中毒の発生予防、自主衛生管理の推進及び食品衛生思想の普及等に努めます。

〈重点方針〉

- 1 食中毒の予防対策に努めます。
- 2 食品営業賠償共済、「あんしんフード君」等の普及に努めます。

## 収支予算書

(単位：円)

|          | 予算額        | 備 考             |
|----------|------------|-----------------|
| (1) 経常収益 |            |                 |
| 基本財産運用益  | 1,000      |                 |
| 受取会費     | 3,080,000  | 正会員、賛助会員等       |
| 事業収益     | 28,670,000 | 講習会、共済等         |
| 補助金      | 5,556,000  | 名古屋市、日本食品衛生協会   |
| 委託金      | 12,740,000 | 責任者講習会、自主管理講習会等 |
| 負担金      | 1,000      |                 |
| 寄付金      | 1,000      |                 |
| 経常収益計    | 50,049,000 |                 |
| (2) 経常費用 |            |                 |
| 管理費      | 3,288,000  | 法人の運営           |
| 事業費      | 47,372,000 | 講習会、普及啓発、指導・助言等 |
| 経常費用計    | 50,660,000 |                 |

- 1 HACCPの考え方を取り入れた衛生管理の推進・定着に努めます。
- 2 事業の活性化と当協会の趣旨、事業等の周知、会員の確保に努めます。
- 3 HACCPの考え方を取り入れた衛生管理の推進・定着に努めます。
- 4 食品衛生月間やノロウイルス食中毒予防強化期間等に各区食品衛生協会と連携して食品衛生パレード、消費者懇談会等食品衛生の普及啓発活動を行う。また、食品衛生大会を開催する。
- 5 食品衛生責任者養成・実務講習会(集合方式・eラーニング方式)を開催する。
- 6 日本食品衛生協会の重点指導目標「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理の定着と振り返り」、食品衛生指導員による、簡易検査、リーフレット等を活用した自主衛生管理の指導・助言等巡回指導を実施する。
- 7 また、日本食品衛生協会の実施する「食の安心・安全・五つ星事業」、「衛生的な手洗い」の普及、検査機器の貸出に取り組む。
- 8 食品衛生向上の模範となる施設、従事者及び食品衛生の向上に功績のあった個人、団体を顕彰する。
- 9 名古屋食品界、ホームページ、リーフレット等により、食中毒警報、ノロウイルス食中毒注意報・警報等情報の提供に努める。
- 10 自主衛生管理の推進、食品衛生の知識向上を図るため、食中毒予防、食品衛生法の改正等についての講習会を開催し、食品衛生に関する相談窓口を開設する。
- 11 食中毒等の食品事故発生時の被害者救済と経営安定のための食品営業賠償共済等の普及に努める。
- 12 会員の加入促進、事業の活性化に努める。

※eラーニング方式による講習会とは  
パソコン・タブレット・スマートフォンを使用し、オンラインで講義動画の視聴とテストを受けることで、必要な知識を習得する学習形態のことです。

インターネット環境が整っていれば、受講者は講習会場に集まることなく、職場や自宅などで計画的に受講することができま。

厚生労働省認可共済

さらに  
補償が拡大!!

## あんしんフード君 (総合食品賠償共済)

食中毒だけでなく、業務上の過失による事故(施設賠償)、お預かり品にかかわる事故(受託物賠償)を含め、食品等事業者のリスクをトータルに補償します。

## オールインワンで安心補償!

生産物賠償リスク + 施設リスク + 漏水リスク + 受託物リスク + 携帯品リスク

- 食中毒
- 異物混入等
- 従業員の過失
- 施設の欠陥等
- 店舗内の漏水で階下の施設を汚損
- お預かり品にかかわる損害
- 店舗内で食事中に盗難

納得の掛金で  
安心補償

ワンランク上の総合食品賠償共済誕生!  
「スーパーあんしんフード君」

「あんしんフード君」に休業補償特約と傷害補償特約を付加したい人必見!!  
「あんしんフード君」に特約を別々にご加入されるよりも割安でご加入できます。

●弁護士無料電話相談サービス  
お客さまトラブル等についてのより良い解決案、対応のアドバイスを受けられます。

公益社団法人日本食品衛生協会 共済部  
〒150-0001 東京都渋谷区神宮前2-6-1  
TEL.03-3403-2115 FAX.03-3403-2734

(名古屋市保健所・保健センター)

また食品衛生課では、食品衛生課長に前健康福祉局食肉衛生検査所長の村松智恵子氏が、食品衛生係長に前食の安全対策係長の木村衛生氏が、食の安全対策係長に前食品衛生課主査（営業許可届出）の森川健正氏が、食品衛生課主査（営業許可届出）に前熱田保健センター主査（大規模施設に係るHACCP監視等）の鈴木さほ氏が就任されました。



Dr. Toshihiro Kikuchi is a Professor of the Department of Chemistry, Faculty of Science, Yamaguchi University, Yamaguchi, Japan. He received his B.S. and M.S. degrees from Yamaguchi University and his Ph.D. from the University of Tokyo. He worked as a research associate at the University of Tokyo and as an assistant professor at Yamaguchi University. He is currently a professor at Yamaguchi University. His research interests are in the synthesis of new organic compounds and the development of new synthetic methods.

松原 保健所長



昭和58年名古屋  
市に奉職。昭和62  
年保健所保健予  
防課主査（健康相  
談担当）に昇任。  
平成7年南保健所  
平成16年瑞穂保  
主幹に昇任。平成  
に昇任し、中村保  
局参事（保健担当  
保健福祉センター  
4月に健康福祉局  
医監に昇任。



村松課長  
平成元年  
西保健所  
平成25年  
（動物愛護  
に昇任。健康  
長を経て、今年  
康部食品衛生  
食品衛生課  
衛生課長に  
就任。

森川平成（20年）古田屋市に奉職。生活衛生課長。保健所生活環境健康部環境保健課長。保健所生活環境健康部環境保健課長。保健所生活環境健康部環境保健課長。

[illegible]

## 令和4年4月1日現在

|                                                  |           |           |                         |                                                            |                                      |          |         |                                           |                          |       |                    |                 |           |         |          |         |                      |                      |                   |                   |                   |                         |
|--------------------------------------------------|-----------|-----------|-------------------------|------------------------------------------------------------|--------------------------------------|----------|---------|-------------------------------------------|--------------------------|-------|--------------------|-----------------|-----------|---------|----------|---------|----------------------|----------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------------|
| 健康福祉局長<br>健康部長<br>食品衛生課長<br>食品衛生係長<br>主査（営業許可届出） | 平杉村木鈴     | 松原松村木     | 修司<br>忠恵子<br>智恵子<br>泰さほ | 保健所長<br>参事（生活衛生）<br>主幹（動物愛護管理・検査業務管理）<br>食の安全対策係長<br>獣医務係長 | 松長水森尾                                | 原屋谷川関    | 史知俊健慎   | 朗子介正太郎                                    |                          |       |                    |                 |           |         |          |         |                      |                      |                   |                   |                   |                         |
| 保健センター                                           | 所長        |           |                         | 保健管理課長又は<br>健康安全課長                                         | 主幹（健康安全）又は<br>主幹（健康安全に係る<br>特命事項の処理） |          | 企画管理係長  | 主査（食品衛生・動物愛護等担<br>当）又は主査（食品衛生・動物愛<br>護担当） |                          |       |                    |                 |           |         |          |         |                      |                      |                   |                   |                   |                         |
| 千種東北西中村中昭瑞熱<br>中川港南山緑名天                          | 松野金田神山葛安夏 | 本呂田邊谷田島福田 | 光優誠 美敬清小洋<br>由          | 弘樹一裕歩一隆里幹<br>典幸明宣郎弘也                                       | 野野森田近萩柘鵜夏                            | 滝片保林長細長谷 | 川山々 尾野部 | 武幸明徳子弘也※<br>浩昌陽晃哲                         | 洋樹美裕喜進茂弓幹※<br>雄優千恵 康 洋真洋 | 井木島野出 | 友香康 圭春江里幸<br>淳弥 範早 | 横白林遠久和<br>太森 伊上 | 薮鈴青鈴上井早渡内 | 前荒尾舟永柴柏 | 下木木野口川辺田 | 川川崎橋井田原 | 真博僚幸博純真俊悟<br>雄恭吉 孝 康 | 利貴平代信一史郎郎<br>一光博宰行博孝 | 小瀨志今山石坂松菱安篠杉首筒加中吉 | 島口築西岸井口村川田原本代井藤畑田 | 陽恵和崇純善綾正奈智亜太敏淳正幸尚 | 三佳枝平郎久子植美大理朗宏也典美生※<br>二 |

※2 主査（大規模施設に係るHACCP監視等）

# 令和4年度 名古屋市食品衛生監視指導計画

令和3年6月に本格施行となったHACCP（ハサップ）に沿った衛生管理、営業許可・届出制度及び食品等の自主回収情報報告制度等について、事業者が適切に実施できるよう対応が必要です。

また、「行動計画2023」に定める成果指標の達成に向けて、HACCPに沿った衛生管理の実施及びカンピロバクター食中毒防止について食品等事業者に対する指導又は助言を行うとともに、リスクコミュニケーションについても新たな方式を取り入れながら進めていく必要があります。

こうした状況を踏まえ、名古屋市では、「令和4年度名古屋市食品衛生監視指導計画」を定め、市民の食の安全・安心の確保を図っていきます。概略は次のとおりです。詳細については「名古屋市公式ウェブサイト（食の安全・安心をめざして）」をご覧ください。

## 1 監視指導計画の実施機関・関係機関との連携

食品衛生課、16区保健センター、食品衛生検査所、食肉衛生検査所及び衛生研究所は、関係部局、関係機関、国や他自治体と連携を図りながら、食品衛生に関する情報交換や協議を行うことにより、食の安全・安心の確保を図ります。

## 2 令和4年度の重点事項

- (1) HACCPに沿った衛生管理の指導・助言等
- (2) カンピロバクター食中毒防止対策の強化
- (3) リスクコミュニケーションの充実

## 3 監視指導及び食品等の検査の実施

食の安全を確保するため「食品衛生法」その他関係法令に基づき、効率的かつ効果的に食品関連施設に対する監視指導及び食品等の検査を実施します。

- ・(1) 食中毒防止対策
- ・ノロウイルス食中毒対

## 策やアニサキス食中毒対策など

## (2) 食品関連施設に対する監視指導

- ・夏季や年末の食品衛生対策など各種対策事業による重点的な監視指導の実施など

## (3) 食品等の検査

- ・過去の違反発見状況や食品の特性等を踏まえた計画的な収去検査等の実施など

## (4) 危機管理体制の整備と緊急時の対応

- ・食中毒等健康被害発生時の対応
- ・違反食品等発見時の対応

- ・食中毒等の公表
- ・市民からの苦情・相談への対応
- ・災害時の食品衛生の確保など

## (5) 食品衛生業務に係る人材育成

- ・食品衛生監視員等の研修、調査研究の実施など

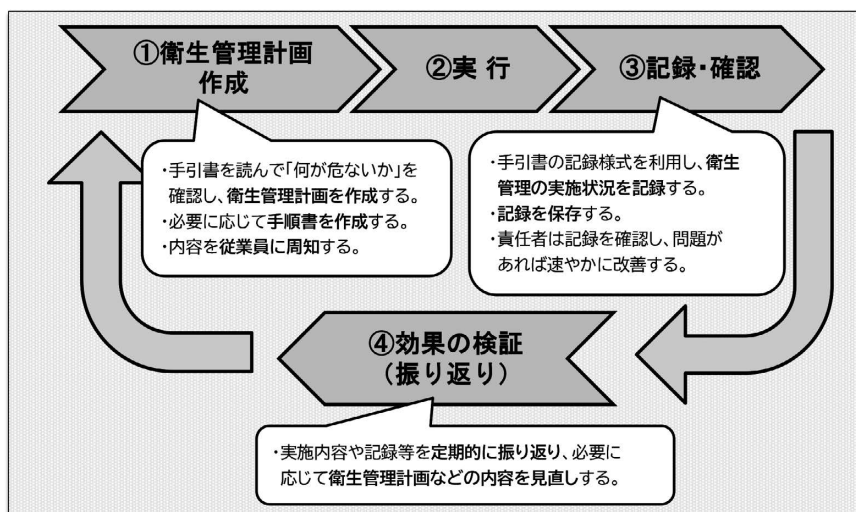
## 4 食品等事業者自らが実施する衛生管理の推進

- (1) 事業者への情報提供
- (2) 制度に関する指導等
- (3) 食品衛生団体等への支援
- (4) 食品衛生自主管理認定制度

## 5 リスクコミュニケーション

- (1) リスクコミュニケーション

- ・(2) ション事業
- ・(2) 食の安全に関する情報発信
- ・名古屋市公式ウェブサイトにによる情報発信
- ・なごや「よい食」メール（メールマガジン）の配信
- ・Twitter（なすこ@食品安全・安心学習センター）の配信



事業者が行うHACCPに沿った衛生管理の概要



## HACCPに沿った衛生管理で安全な鶏肉料理を提供しましょう！！

カンピロバクター食中毒が名古屋市で多発しています。過去5年間に市内で発生した食中毒86件中33件と、4割近くを占め、食中毒の原因で第1位でした。また、カンピロバクター食中毒33件中29件で、「加熱用」鶏肉が鶏刺しや鶏レバ刺し、鶏肉のしもふり、鶏肉のたたきなど、生又は加熱不十分な鶏肉料理で提供されていました。

カンピロバクターは主に鶏や牛、豚などの腸管内に存在する細菌です。特に鶏肉や鶏の内臓はカンピロバクターが高率で検出され、少ない菌数でも発症します。「新鮮だから生で食べても大丈夫」、「表面を加熱すれば大丈夫」は間違いです。衛生管理計画では、以下のポイントを参考に安全な鶏肉料理を提供するための調理方法を考えましょう。

名古屋市では、カンピロバクター食中毒の発生が特に多い5月～12月を「カンピロバクターによる食中毒防止対策期間」とし、鶏肉料理を提供する飲食店等に対する監視指導や消費者に対する啓発を重点的にを行います。

### カンピロバクター食中毒防止の主なポイント

ポイント①：加熱

鶏肉等は中心部まで十分に加熱（75℃ 1分以上）

ポイント②：二次汚染防止

鶏肉等の食肉に触れた手や包丁、まな板などは十分に洗浄・消毒

※焼肉店等の客が自ら調理する飲食店では、生肉専用トングなどを用意し、利用客に対して、器具の使い分けや、食肉の十分な加熱について注意喚起しましょう。

詳しくは … <https://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/page/0000099438.html>

◇令和3年に市内で発生したカンピロバクター食中毒

| 発生年月 | 原因施設 | 主な提供メニュー       | 原材料の鶏肉 |
|------|------|----------------|--------|
| 8月   | 飲食店  | 焼肉             | —      |
| 10月  | 飲食店  | 鶏刺し            | 加熱用    |
| 11月  | 飲食店  | 鶏刺し、焼鳥         | 加熱用    |
| 11月  | 飲食店  | 鶏レバ刺し          | 加熱用    |
| 12月  | 飲食店  | 砂肝刺し、鶏レバ刺し     | 加熱用    |
| 12月  | 飲食店  | 炙り焼きレバー、炙り焼きむね | 加熱用    |
| 12月  | 飲食店  | 鶏刺し            | 加熱用    |



## 名古屋市食品衛生自主管理認定制度に基づく認定について

「名古屋市食品衛生自主管理認定制度」は、名古屋市食の安全・安心条例に基づき、食の安全の確保に関する優れた取組みを自ら行っている施設を名古屋市が独自に認定し、公表する制度です。詳しくは市公式ウェブサイトをご確認ください。※取得は任意です。

令和3年度 新規認定施設

| 認定番号 | 施設名                     | 認定事業者名       |
|------|-------------------------|--------------|
| 第89号 | 株式会社いこい 本社工場            | 株式会社いこい      |
| 第90号 | 合資会社林製麺所                | 合資会社林製麺所     |
| 第91号 | ナチュール・メイ セントラルキッチン      | 株式会社ナチュール・メイ |
| 第92号 | べっぴん食堂セントラルキッチン         | 株式会社ナチュール・メイ |
| 第93号 | 玉三屋食品株式会社 守山工場          | 玉三屋食品株式会社    |
| 第94号 | 株式会社菱和園                 | 株式会社菱和園      |
| 第95号 | 朋和商事株式会社 名古屋工場          | 朋和商事株式会社     |
| 第96号 | 中日本フード株式会社 特販事業部 国内ビーフ部 | 中日本フード株式会社   |
| 第97号 | 日幸商事株式会社 S P 事業部        | 日幸商事株式会社     |
| 第98号 | カクダイ製菓株式会社 本社工場         | カクダイ製菓株式会社   |

認定施設は「名古屋市公式ウェブサイト」でも紹介しております。

<アクセスはこちら>

<https://www.city.nagoya.jp/kurashi/category/15-7-12-0-0-0-0-0-0-0.html>

